第6回雇用·就労TF議事概要

1.日 時:平成19年8月31日(金) 14時30分~15時25分

2.場 所:永田町合同庁舎1階 共用第3会議室

3.項目:「理容師・美容師店舗運営における規制の状況等について」

4. 出席者:【規制改革会議】八田主査、白石委員

【有識者】キュービーネット株式会社 代表取締役社長岩井一隆氏

【規制改革推進室】小島室長他

5.議事:

八田主査 本日は、キュービーネット株式会社の岩井さんにお越しいただきまして「規制改革会議 再チャレンジWG 雇用・就労TF」を開催したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に御発表いただきたいと思います。時間的には、御発表の時間は何分ぐらいとっていますか。

事務局 30分程度でお願いいたします。

八田主査 御発表の時間は30分程度ということで、あとは質疑に移らせていただきたいと思います。

岩井一隆氏では、早速よろしいでしょうか。

御質問を事前にいただいておりましたので、それにお答えするような形で、私どもが申し上げたいことをこのパワーポイントで簡単にまとめておりますので、これに基づきましてお話しをさせていただければと思います。

2ページですが、ヘアカット専門店の「QBハウス」の事業概要ということでしたので、簡単に 御説明をいたします。

私どもは、1996年 11月に第1号店を東京の神田美土代というところで出しまして、10分 1,000円ということで、従来 4,000円ぐらいが相場だったと思うんですが、それが 1,000円になるということで、かなり話題を呼びまして、初日から 100人強の方が行列をつくるほどの賑わいを見せたということで、スタートは非常に順調に来ました。

当時、私はまだ入社していないので、創業者から聞いた話ではあるんですが、こういうことでございました。

ところがふたを開けてみますと、3日か4日経つとお客さんが全くいなくなった。どうしたんだろうということで、よくよく調べてみますと、ほとんど同業者の方が行列をつくっていらっしゃったということだったそうです。まさに敵情視察ですね。ほとんどの方が、やはり技術を安売りしていると受け止められて、こんなの長持ちしないだろうということで、安心して帰って行かれたとい

う笑い話のようなことを伺っております。

八田主査 初日は何人でしたか。

岩井一隆氏 100人強の方が行列をつくりました。

八田主査 100人の同業者というのはすごいですね。

岩井一隆氏 事前に『日本経済新聞』の方で取り上げていただきましたので、できるという情報 はもう伝わっていて、そういうふうに業界の方が非常に関心を持たれて見に来られた。

本当に初月は、その業界の方以外はなかなかお店に来ていただけなくて、創業者の方もいつやめようかということが 2 、 3 か月続いたということでございました。

ただ、やはり 10 分という短い時間でヘアカットが済むということと、あとは 1,000 円という安い値段が徐々にお客様の方にも浸透し始めまして、お陰様で、 7 月末現在ですが、日本国内で 361 店舗を展開しております。

このビジネスモデルは、海外でも通用すると考えておりますので、現在シンガポールで 16 店舗、香港で 12 店舗、タイのバンコクで 7 店舗展開しております。

日本国内でのお客様の数ですが、先月は1か月で97万4,000人のお客様に御利用いただいております。昨年度1年間でのトータルですが、1,000万人を超えるお客様にQBハウスに来ていただいておりまして、やはり世間的な認知やお客様の御支持をいただいているのかなというところでは、自負を持っております。

これは想定をしていなかったことなんですが、今3割ぐらいが女性のお客様です。私どもは、サラリーマンを対象とした開発をしたんですけれども、お子さんがいらっしゃる女性は、お子さん連れで来られる方もいらっしゃいまして、現在は3割程度が女性のお客様という形になっております。

最後のところは、もう釈迦に説法のところもあるんですが、現状の理美容市場は2兆3,000億円程度と言われておりまして、理容の方が7,000億円、美容の方が1兆6,000億円と言われております。

3ページを見ていただきますと、御質問が現状の規制及び我々の要望ということでございました ので、簡単にまとめております。

理容師法、美容師法という2つの法律がございまして、理容師の方は「理容の業は理容師でなければ行いえず、理容師は理容所以外において業を行い得ない」。

美容師の方は、同じように美容について規定されています。

これが我々にはどう絡んでくるかと申し上げますと、現状 361 店舗中 6 割が美容室、ビューティーの方で登録しております。 4 割がバーバー、理容室、床屋さんで登録をしております。

要するに、お店の中では全く同じサービスをお客様に提供しているにもかかわらず、登録が理容

か美容かで、中で働くスタイリスト、技術者の方は、理容師、美容師に限定される。ですから、全 く同じことをやっているのに、同じ店で混在して働くことができないというのが現状の規制でござ います。

我々の御要望といたしましては、ヘアカットのみ行う専門店においては、理容師、美容師の区別なく、混在の勤務を認めていただきたいということでございます。

繰り返しになりますが、ヘアカット専門店でやっているのは、あくまでも髪の毛を切るという業務です。両方に共通することでございますので、お客様に対して、何の御不便や、また衛生上の問題も何もないと考えておりますし、そこの規制を緩和していただきたいと思います。

4ページの御質問は、理容師・美容師の資格試験の範囲についてということでございましたが、 正直申し上げて、私どもはこの試験範囲について適正か否かということを評価するような立場には ないと考えております。

後ほど詳細を御説明しますが、かなり理容師も美容師もカリキュラムが共通している部分が大きいのです。ですから、将来的には、その共通する部分を統一するような効率的な運営ができるのではないかという点においては、疑問を持っているところでございます。

そこら辺がよりわかっていただけるように、これまでの歴史の部分を簡単にまとめておりますので、5ページからごらんいただきたいと思います。

そもそも理容師、美容師が分かれたのが、昭和 32 年の法律からでございまして、それまではやはり「髪結い」というのがずっと日本の歴史の中で職業としては成り立ってきていて、理容師さんも美容師さんもこの「髪結い」というものを同根としております。

八田主査 昭和 22 年に分かれたわけですか。32 年ですか。

岩井一隆氏 昭和32年です。

八田主査 5ページに昭和22年と書いてあるのは何ですか。

岩井一隆氏 ここに書いてありますのは、法律ができたのは実は昭和 22 年からなのです。それまでは、各地方長官の方がそれぞれの行政権の範囲内で規制をしておりましたので、法律はなかったのです。各地方長官の方々が規制をされていた具体例としまして、東京都の事例をここに書いております。

明治 34 年に「理髪営業取締規則」が制定されておりまして、この法律では、特に理容師、美容師という区別をしておりません。主に髪の毛を切るサービスのことを「剪髪」という呼び方をしておりまして、これは髪の毛を結う女性のサービスだったと思われるんですが「結髪」という表現が規制の中ではされていた。両方併せて理髪であるという規定を条例の方ではされていたということでございます。

日本国憲法が制定されまして、これも釈迦に説法のところはあるんですが、こういう公衆衛生に

絡むものを法律でしっかりと規定しましょうという流れがあったそうでございます。昭和 22 年の第1回国会において、内閣の提出によって理容師法というものが可決・成立しております。

この理容師法ができるまでは、法律がなかったということでございます。この理容師法において は、当然ながら理容・美容の区別はされていなかった。

だんだん女性を主に扱う美容業界が、同じ法律の中でも動きがありまして、美容師という立場が確立されてくるわけです。この中で、やはり理容師と美容師を分けてほしいという声が、主に美容業界から出たということでございまして、法律の名称が昭和 26 年に「理容師美容師法」改められました。

昭和 32 年に分かれるわけですが、美容業界の方はヘアカットのみならず、パーマ、お化粧の技術を進化させていき、自分たちは別の法律で規制をしてほしいという動きがあった。それに応える形で、昭和 32 年に美容師法が制定されております。

それに併せまして、従来の理容師美容師法から美容に関する規定が削除され、現在の理容師法になっております。

平成7年に、受験資格が、中学校卒業から高校卒業という形に引き上げられているのですが、こちらの動きは、理容師、美容師の社会的な地位を高めるためと私どもは伺っております。

この点につきましても、学歴が上がることが社会的地位の向上につながるのかというのは、私は 疑問を持っております。

7ページですけれども、資格を統一することに関してどう思われるかという御質問でしたので、 私どもの見解を述べさせていただきます。

大変寂しいことではあると思うんですが、残念ながら、理容師という資格は世の中から消えつつあると考えております。その推移というのは、後ほど数値をまとめておりますので御説明しますけれども、現在、例えばお父さん、お母さんが理容師の方で、お子さんも理容師を目指すのではなく、学校としては美容師の方を受けられている方がほとんどなんです。カリスマ美容師のブームとか、やはりパーマ、化粧など、さまざまな附帯するサービスの発展というのもございますので、ほとんどの方が美容師を目指す流れにあります。

その中で、理容師の受験者数自体も減ってきておりまして、我々がどうこう言うことなく、自然 と美容師の方に収れんされていくのではないかというのが私どもの考えです。

先ほども申し上げましたが、この資格そのものを統一するということよりは、共通する部分が多いので、その土台をプラットホームとして統一すれば、もっと効率的な運営ができる。

ここに書いてありますけれども、現在、理容師・美容師になるには、2年間専門学校に通いまして、卒業するまでに授業料とか必要な備品を買うのに300万円ほどかかるんです。

これは私どもの考えですが、やはり手に職を付けて早く稼ぎたい人たちにとって、この2年間という時間と300万円というのは非常に大きな負担ではないかと考えております。

ですから、共通する部分を統一することによって、将来的には、例えばヘアカット専門師ですとか、自動車で言うところのオートマ免許のような、まず第一歩となるような資格が創設されれば、 もっと社会として就業チャンスが広がってくるのかなと考えております。 8ページですが、資格制度と技能検定試験の役割分担ということでございましたが、規制緩和ということで私どもは要望を出しているんですけれども、やはり特に衛生関連の部分の規制が非常に有効に働いていると考えておりまして、そこら辺の知識をしっかりと身に付けて、この人はそういう知識を身に付けていますということに対して、国がお墨付きを与える現在の資格制度というのは、非常に有効であると考えております。

私どもは、現在海外でも店舗を展開しておりますが、海外の方は国家資格ではないんです。シンガポール、香港、タイは、専門学校のようなものがありまして、そこで技術を身に付けて卒業すれば、働けるというのが現状です。

やはり、日本の美容師・理容師と比較しますと、衛生関連に関する知識ですとか、カット技術そのものも土台が全然違いますので、今の衛生関連の知識、学校で学んでいること自体は非常に有効だと我々も考えております。ですから、そこは尊重しようという考えでございます。

9ページは、正直言って私どもの想像の域なのですが、業界及び有資格者の考えということでしたので、我々がふだん受けている風当たりとか、そういったところから推測しているものです。

やはり美容業界の方が現在成長してきておりまして、先ほども申し上げましたけれども、理容業界というのは理容師の方がどんどん減っている中で、こうした資格統合ですとか共通部分の統合というものは、理容業界の方の反発が大きいのではないかと肌で感じている部分でございます。

あとは、有資格者の考えですが、何人かに話を聞いてみたんですけれども、やはり彼らは非常に高い授業料と時間をかけて取った資格ですので、国家資格でもありますし、プライドを非常に持っております。ですから、そこの垣根がなくなるということについては、それぞれがいい気持ちはしないだろうとは思っております。

ただ、ここに書いておりますが、私どもが訴えかけたい点は2点でございます。

1つは、この有資格者も含めまして、規制というのは決して業界を守るためのものではないはずである。やはりお客様、消費者の安全ですとか、そういったものを守るのが規制だと考えておりますので、消費者の視点からすれば、理容師・美容師、特にヘアカット専門店においては、分ける意味はないでしょうというのが私どもの考えでございます。

もう一つは、これは将来の話になると思うのですが、理容の道に目指される方、美容の道を目指される方、それぞれ事情はあると思うのですけれども、やはり手に職を付けて稼ぎたいという人が多い中で、もともと学校も1年だったのです。この1年を2年に延ばしたんです。

これは言う方によってさまざまな考えがあると思いますが、私どもがどう考えているかというと、業界が自分たちの既存の仕事の範囲を守りたいために、門を狭くしたのではないかと思います。要するに、理容師・美容師の数が増えるのを既存業界が嫌がって、1年を2年にしたのではないかというのが私どもの見方でございます。

ですから、そういう人のチャンスをなくすのではなくて、より早く世の中に出て稼げる道をつくる制度があってもいいのかなと思います。

八田主査 1年から2年になったのは、何年ですか。

岩井一隆氏 平成7年の法改正で、平成10年度施行だと思います。

もともとインターンシップをとっていたのを2年にすることで、学校を卒業して、試験に合格して、資格付与という形に変えているんです。

八田主査 前は1年ともう1年のインターンシップだったんですね。

岩井一隆氏 はい。

次からは、あくまでも参考資料になります。

まずは理容師・美容師、理容室・美容室の店舗数と人数の推移を書いてあります。

2005 年時点ですけれども、こちらに理容室の数が 13 万 8,000 軒と書いてありますが、これは業界の中では 10 万軒を切っていると言われておりまして、廃業届けを出さない方もいらっしゃるものですから、どんどん理容室の数は減っている。業界の中のうわさでは、月 1,000 軒ぐらい理容室がつぶれているという話がございます。

私どものようなチェーン店の進出が影響している部分もあるでしょうけれども、もう一つは後継者不足です。理容室のお子さんであっても、美容師を目指されるという流れ。

美容室の方は、店舗数は増えている。美容師さんの数も増えている傾向があるところでございます。

ただ直近の話では、残念ながら美容師を目指す方も減少傾向というのがちょっと見えているので、やはり2年という時間とお金のところと、思ったほど稼げないということもありますので、何とかこういうところも変えていきたいなとは、一業界人としては思っております。

11 ページですけれども、床屋さんを目指す方が本当に少なくなっているというのが顕著に現れているわけです。年に2回試験があるんですけれども、平成18年の夏に行われた第14回の試験においては、理容師の申込者は、全国で1,700名ちょっとしかいなかった。合格者にいたっては770人の方が新しく理容師になりました。

年 2 回ですので、もう一個の方も考えなければいけないんですが、平成 19 年の冬に行われた試験においても、2,300 名しか申込みをせず、新しく理容師として合格、免許を受けた方が 1,500 名しかいらっしゃらない。

片一方の美容師の方は、合わせますと4万人近くの方が申込みをされていて、2万5,000人ぐらいの新しい美容師の方が誕生してきています。

理容師から美容師への偏りという傾向は、今後も変わらないものと考えております。

最後になりますが、理容師と美容師は非常に重なっている部分が多いんですという私どもの考え の根拠でございます。

こちらは、都内の理容美容専門学校のところから抜き出してきたんですが、理容師・美容師になるには2年、併せまして2,200時間程度のカリキュラムがあるんですが、ここに列挙されています 資格の中でかなり共通しております。それが最後のページに書いてあります。 理容師さんになるには、全体で 2,200 時間、41 科目あります。

美容師さんになるには、全体で2,200時間、36科目あります。

全く一致するだろうと思われるものが 23 科目、似通ったものも含めますと 25 科目がカリキュラムで共通しているんです。これは、理容師さんですと 6 割、美容師さんですと 7 割が共通しているのです。

ですから、それぞれが得意とするものを勉強するところは否定するものではありませんが、少なくともヘアカットであったり、一番重要な衛生面は、両方とも学ぶことは同じなのです。ですから、そこの部分では、共通して何の不都合も、消費者の方にとってはないのではないかというのが、私どもの考えでございます。

私の御要望といたしましては、以上でございます。

八田主査 どうもありがとうございました。非常にわかりやすいお話だったんですが、この共通 部分というのは、要するにこの共通部分だけやれば、ヘアカットはできるということですね。

岩井一隆氏 そうです。

八田主査 この共通部分は、どれもこれも大切ですか。

岩井一隆氏 特に衛生面につきましては、やはり刃物を使いますので、消毒のところですとか、 そういったものはやはり消費者の方が一番気にする部分であると思いますし、そこは重要ですか ら、やはり国がお墨付きを付ける意味があると考えております。

八田主査 ここに衛生管理とか美容保健、理容保健とありますが、これはどうなのですか。

岩井一隆氏 衛生管理というのは、どのように消毒をするとか、そういう勉強をします。保健というのは、感染はどういう経路で感染するんですよとか、そういったことを学ぶのです。

八田主査 これは両方とも必要ですね。これは理容と美容で一応分かれていますね。

岩井一隆氏 タイトルが分かれておりますが、実際に学校に電話で問い合わせますと、ほとんど同じですという回答が返ってきます。

八田主査 先ほどの両方とも似たようなものですというところですね。この美容の物理・化学というのはどうですか。

岩井一隆氏 これはたしか、薬品を混ぜたときにどういう反応が起こるとか、そういったことを

勉強しています。

八田主査 これは共通だけど要りませんね。

岩井一隆氏 ただ、実際にお店で消毒剤を希釈することもございまして、そういうときに混ぜ方の手順とか、安全面から考えると学んだ方がいいのかもしれないと思います。

八田主査 この一部が影響しているのですね。オームの法則も習うとかではないですね。

岩井一隆氏 それはないですけれども、実際に私もここに教科書を持ってきております。通信で 私も通ったことがありまして、最初の授業が日本国憲法とはというところから入りましたので、ちょっとびっくりした記憶があります。必要ないだろうと思いましたね。

八田主査 例えば、先ほどのヘアカット専門師という資格を全員がまず取って、実際に働くなり、 そのまま続けてもいいけれども、その後で美容と理容に分かれるというイメージをお持ちなのです か。

岩井一隆氏 例えば土台を共通化してあげて、この土台の部分は、実際に授業はもともと1年のものを2年にしていますので、修学旅行があったりとか、いろんなイベントを入れることによって長くしているんです。

八田主査 どんなイベントですか。

岩井一隆氏 修学旅行ですとか、カットコンテストとか、学校なりに苦労はされているんですが、一方で生徒さんの立場に立てば、早く自分は技術を身に付けて稼ぎたいんだという人に対しては、半年なら半年で本当に必要な衛生面の勉強ですとかを学ばせてあげて、早く世の中に出していくことが、生徒からの視点では重要だと思うんです。

そこを早くプラットホーム化、統一化してあげて、世の中に出て、自分が経験しながら、自分は パーマとか化粧とかエステとか、そういうこともやっていきたいなという人については、自分で稼 いだお金で勉強できるような仕組みにしてあげることが、もっといいのではないかと思います。

実際に私も、通信で年2回実習というカリキュラムがあるのです。そこに行きますと、やはり昼間美容室とかでアルバイトをして、資格を早く取りたいからということで通信で来ている人たちがいるのです。これは業界の慣習で黙認されているのですが、美容室でバイトをしている子たちというのはシャンプーをしているんですけれども、本当は業法違反のはずなのです。黙認されていますけれどもね。

ですから、そこについて私はあえておかしいではないかと言うつもりはありませんが、ただその

人たちの声を聞きますと、本当に朝早くから夜遅くまで美容室で立ちっぱなしで仕事をして、ひたすらシャンプーをやらされて、手取りは 10 万円を切るんですよ。やはり夢を持っているので頑張れるんですが、資格を取って美容室で働いても、やはり 10 年ぐらいずっと丁稚奉公のような下積みがあって、なかなか稼げないんです。

ですから、せっかく資格を取っても、残念ながら違う業界に行ってしまう若い人たちも多いんです。でも、我々はやはり生産性を引き上げてきているという自負がありますから、現場の従業員、スタッフに対しても、業界の平均からするとかなり給料をお出ししているという自信もありますし、とにかく業界のメリット、利潤を守るための規制があるために、こういう人たちのチャンスというのは非常に小さくなっているのです。我々のように生産性を引き上げて、働いている人への給料を引き上げてということをする努力を、もっとしやすい環境を国がつくっていただければ、もっともっと働く人の環境というのは変わってくると思いますし、そういう競争が生まれてくると思うのです。

八田主査 私はちょっと専門外なのですけれども、これは共通部分だけだと、授業はどのぐらい の期間がかかりますか。

岩井一隆氏 どうでしょう。私が本当に必要だと思っていますのは、特に衛生面のところとはさみの使い方。基本的なカットパターンというのは5パターンあると言われていますので、それを勉強するのだったら半年で十分だと考えております。

八田主査 それで本当は残りもきっと半年で済むのですね。

岩井一隆氏 1年だったということは、そうなのだと思います。

八田主査 残りの部分は、資格試験ではなくて、検定試験にしてもいいわけでしょう。

岩井一隆氏 そうかもしれないですね。

八田主査 わかりました。ありがとうございました。

白石委員 3点あるのですけれども、まず9ページのところで、資格の統合が理容業界の反発が大きくなるだろうという御意見だったのですが、理容業を今、経営していらっしゃる方からすると、人材がどんどん減っていく。それだったら、美容師の免許と一本化して理容業界で働いてくれる方が、人材の供給源になるのではないかと思ったのですが、なぜなのでしょうか。私はプラスに働くのではないかと思うのです。

岩井一隆氏 1つ言えますのは、今、顔そり、ひげそりというのは理容にしか認められていないのです。美容室で実際にお顔をそることもあるのですが、これは化粧ののりをよくするためだけに特別に認められているということなのです。

ただ、今、理容業界は女性のために顔そりをしますよというのを非常に強く訴えかけていて、法律上は理容師しかかみそりは持てませんので、そこら辺が統合されていくと、もっともっと美容室が何でもできてしまうということもあるのかなと思います。

白石委員 2点目は、2年でそれぞれ卒業してきたとしても、美容業界にはまずアシスタントで入って、シャンプーとかカラーの液剤をつくったりして、スタイリストになるまでに一定期間ありますね。スタイリスト試験に合格しないと、一本立ちできないということがあると思うのですが、理容業界にはあるのでしょうか。

やはり、資格が統一されて、それぞれ卒業した後の出口のところでの人材がどうなっていくかというところまで一本化した方がいいと思うのですが、そこで出口以降のところで理容業界と美容業界のところの差は何かあるのでしょうか。

岩井一隆氏 美容業界というのは、非常にステップが明確にホームページも出ているところが多いのです。最初はアシスタントで、アシスタントの上にジュニアと呼ばれている人たちがいて、スタイリスト、デザイナー、ダイレクターと、非常にステップを明確にしているところが多いんですが、理容室では余り聞かないですね。ですから、本当にお手伝いさんと1人の床屋さんというふうに、非常にステップが粗いのです。

白石委員 なぜそれを伺ったかというと、やはり御社はヘアカットに特化していらっしゃるので、私もこういう規制緩和については前向きに検討したいと思っているのですが、雇う側がどうかということも併せて考えていかないと、この規制緩和がすべての業界というか、すべての理容店ないし美容店に恩恵が広がらないと思うのです。

そのときに、御社はヘアカットに特化していらっしゃるので、ヘアカット専門師のような資格が新たにできることは相当効果があると思うんですけれども、例えば今おっしゃったように、美容業界でヘアカットができるというのは本当に初歩の初歩で、プラスいろんなことができなければ使えないわけですから、そういう資格が出ても利用できないお店がたくさんあれば、なかなか広がりを持たないですね。

ですから、ヘアカット専門師というものがどれだけのことができるかとか、雇う側にとってどれだけの付加価値が付くかということを併せて考えていかないと、なかなかこの規制緩和というのは難しいのではないかと思うのですが、そこを少し教えていただけませんでしょうか。

岩井一隆氏 これは私どもの考えになりますが、技術というのはあくまでもお店に入ってから身に付くものなんです。学校を卒業したての人たちというのは、お客様に通用するような技術という

のは、当然ながらそれほど持っていない。

私のところの主張で繰り返しになりますけれども、この資格が消費者に対して保障しなければいけないのは、あくまでも衛生面が一番重要であって、そこの資格はきちんと試験をパスして身に付けてきているのですというものを雇う側が確認できれば、あとは技術の面ですとか、一人の技術者としてお客様に提供できるようなスキルを身に付けていくというのは、企業の努力ですし、お客様サイドからすれば、当然ながら技術力のあるところをお客様が自然と選びますので、そこは別に資格が関与するところではないのかなとは考えています。

白石委員 看護業界で言えば、準看と正看のように、準看というのは割と年限も短いし、時間も短いので、できる範囲は限られていますね。かえってヘアカット専門師という1年で学べる職制をつくってしまったときに、その人たちの次のステップへの移行とか、その人たちの賃金保障の問題というのも出てくるのではないかと思い、ちょっとそこが気になっているのです。

岩井一隆氏 看護師の世界は、私もそれほど詳しくありませんが、先ほど申し上げましたとおり、 私どもというのは生産性がはるかに高いビジネスをしておりますので、実はこの美容師を目指して 美容の業界に入られた方よりも、ヘアカット専門店で働いた方が、当初からある程度高い給料とい うのはもらえると思っているのです。

白石委員 失礼ですが、平均何歳ぐらいでお給料はどのぐらいなんですか。

岩井一隆氏 我々は平均年齢が30歳ちょっとで、決して年功序列ではございませんで実力ベースですので、一概に何歳だったら幾らぐらいというのは申し上げられませんが、平均で今、32万円ぐらいです。

白石委員 高いですね。

岩井一隆氏 業界では、やはりせいぜい20万円ちょっとだと思います。ですから、企業努力で 生産性を高めることによって、働いている人の身入りも増やしていくことができるのです。

八田主査 美容室でヘアカット専門職の人を雇って、本当の美容師さんはパーマとかヘアカラー とかに特化するということもできますね。

白石委員 ただ、どこまで分業できるかどうか。やはり、一番究極のサービスは 1 人の人が最初から最後までというところが今、主流になっているのではないかと思うのです。それも個室化傾向でね。

ですから、分業化できるのであれば、例えばシャンプーとかドライヤーの一部とかね。

八田主査 そうすると、やはり種類によるということですかね。中年女性で、割と安く機能的に できるところがいいという人もいるかもしれない。

それから、女子大生でも結構安いところに行く人はいますね。

岩井一隆氏 やはり学習塾とかで忙しいので、今、非常にお子さん連れの中年女性の利用も増えています。

八田主査 ですから、全員フル美容師でやりたいという店もあっていい。一方で、分業化して、 割と早めに済むという店もあっていいという感じですかね。

岩井一隆氏 やはり、どんな業界でもそうだと思いますが、ゆっくりと時間をかけて、少しリラックスできて、お金も高いという高級路線と、私どものように特化したサービスという二極化。どんな業界でも分かれていくと思うのですけれども、ここを目指す人たちには、例えば自分なりにここにゴールを設定して、ヘアカット専門師というものではなくて、トータルにできるような資格を目指していけばいいと思うのです。

白石委員 美容学校、理容学校を経営している人たちの印象というのは、どういうものだと思われますか。カリキュラムを変えなければいけないということですね。

岩井一隆氏 反発を受けると思います。授業料も減りますし、期間も減るわけですから、回転を 上げなければいけないですからね。

白石委員 今、この理容室、美容室の数とそれぞれ成り手のトレンドと比較して、学校の数のトレンドというのはどうなっていますか。

岩井一隆氏 美容師の資格を取得できる学校は増えています。

白石委員 では、もう過当競争ということですね。取り合い。

以前、構造改革特区に申請されていましたね。そのときのお返事としては、御社にはどういうことがございましたか。

岩井一隆氏 ちょうど公聴会のようなものにオープンにされていましたので、私も聞きに行ったんですが、厚生労働省の課長さんが御説明をされていまして、理容師になる過程と美容師になる過程は個別のもので、非常に専門的なものをお勉強されているから、統一することは消費者の利益にならないということで、はさみの形ですとか、そういったものを一生懸命御説明されていましたが、

これも私の印象ですけれども、御説明されている側も非常に苦しそうでした。

白石委員 はさみだって何十種類とかありますね。

岩井一隆氏 見ていてかわいそうになったんですけれども、やはり厚生労働省には厚生労働省の守らなければいけない業界とか背景があるのかもしれませんけれども、私はやはり見ていて、その課長さんがかわいそうになりましたし、やはり業界ではなくて消費者の目がどうなのかというのをもっと見ていただきたいなとは思いました。

八田主査 美容師理容師試験研修センターは、専務理事とか、厚労省の人たちがずらりと天下っていますからね。私は電話で確かめたから分かるのですけれども、少なくとも、5年ぐらい前まではそうでした。それはやはり利権は守りたいでしょうね。

白石委員 まずその試験センターの官業民営化からですかね。

八田主査 それはそうでしょうね。

小島室長 やはり働く人たちのためにという考え方からいくと、確かにおっしゃるような1階の部分と2階の部分を分けるというのは、再チャレンジ支援にかなっていますね。

半年間で資格が取れて、働きながら次の2階建てをねらおうとしたらねらえるし、ねらわない人は、それで1つの考え方ですので。資格の話と制度の話とどう切り分けるかですね。

八田主査 特にヘアカット専門店のような業界を増やすということではなくて、再チャレンジの 観点からということなのですけれどもね。それはやはり2年間丸々コミットしなければいけないと いうのは辛いですね。通信だったら3年ですか。

岩井一隆氏 はい。

白石委員 先ほど、中卒が高卒に引き上がることによって、社会的地位の向上になるとは言えないということだったんですけれども、ここについてはどうなのですか。

岩井一隆氏 社会的地位の向上を目指して、高卒を資格要件としましたというのは、業界の主張なんです。そうではないというのは、私どもの考えです。

八田主査 本当のカリスマ美容師などは、学歴などは全く関係ないですからね。

白石委員 再チャレンジの観点だったら、高校で中退者がこれだけ増えているから、別に中卒要件で高校中退でも受けられるということになればもっといいのではないですかね。

八田主査 こういうものは才能ですからね。才能のある人は学歴なんて関係なしに尊敬を受けますよ。安藤忠雄さんのようなものですね。

白石委員 ここは依然として高卒のままなのですか。

岩井一隆氏 現状はそうですね。

たしか法律が変わったときに、経過措置として中学校卒業の方も受けられるというのが何年か残っていたと思います。

八田主査 ここの会議が頑張りまして、その経過措置をかなり緩和して、中卒の人も受けやすく するようにというこちらの主張はきちんと閣議決定になりましたので、今、厚労省で具体案を検討 しています。

岩井一隆氏 海外でやっておりますと、日本人の理容師・美容師の方というのは、技術力、接客 もそうですけれども、世界一だと思うのです。我々としては、本当にもったいないと思います。こ ういう技術を内々の目線で規制がらめにするのではなくて、もっとこの技術を世界に発信していく チャンスがあると思っていますので、そういう視点からも、自分たちの業界だけの視点というのは もう限界なのではないかなとは思っているのです。

八田主査 よく美容師さんたちの話を聞くと、カットはもともと試験の対象でもなかったし、ワインディングで 60 個ロットを巻くとか、一番重要とも言い難い技術もきちっとやった方がいいとか言うのですが、それは言い出せば切りがない。いろいろ変わった難しい、昔の女優がやったのでもできれば、それにこしたことはありませんが、それには時間やお金のコストがかかる。そういうのはTOEFLのように検定試験で、これだけできるのですよということをどこかで証明してもらえば済むわけです。

ただし、それが資格試験というわけではなくて、ヘアカット師ならば誰でもやりたければやってもいいのだけれども、どんな結果になるかお客さんの自己責任であるということにできるはずです。その上でいろんな技術について検定試験があるといいと思います。理容や美容の技に関して、そういうものは今はないのですか。

岩井一隆氏 例えば海外でも世界的に有名な美容師さん系列のヘアカットスクールを卒業しま したとかいうのは、よく肩書きに使う方が多いです。

資格を持った人たちが、更に技術を身に付けるために、カットスクールというのに通うのですけ

れども、そういうのはブランドがそれぞれあるのです。

八田主査 そうなるとブランドになるわけですね。ハーバード・ビジネススクールを出ましたと いう感じですね。

岩井一隆氏 そんな感じですね。有名なところでヴィダルサスーンというのは聞いたことがあるかもしれませんが。

白石委員 サスーンカットというものでしょう。

岩井一隆氏 はい。そういうブランドごとにあります。

八田主査 そうすると、やりたければそういう検定試験をどこかがブランド名としてやればいいんだよということですね。そんなに立派な学校をやらなくても、これだけができる試験や検定をしますよというのをやってみる。

それから、QBハウスのチェーン店を広げたり、QBハウスで技術を身に付けた人が自分で店を つくろうというときに、業界からのいろんな嫌がらせというものは、もう今はなくなりましたか。 それともいろいろありますか。

岩井一隆氏 昔はひどかったですけれども、最近はほとんどないですね。

八田主査 昔は例えばどういう嫌がらせだったのですか。

岩井一隆氏 やはり、シャッターのかぎ穴にセメントを入れられたり、お店の前にふん尿をまかれたこともありましたし、変な話ですが、街宣車を回すと脅されたこともあります。

白石委員 これはフランチャイズではなくて、全部直営ですか。

岩井一隆氏 現在4割が直営でして、6割がフランチャイズです。

ただ、私どものフランチャイズというのは、ちょっと呼び方を工夫しなければいけないんですが、例えば鉄道会社さん、JR東日本もフランチャイジーをやっていただいているのですが、場所を鉄道会社以外にはなかなか出しにくいということで、子会社がフランチャイズになって、中の運営は私どもがやっているという形がありますので、通常のフランチャイズとはちょっとイメージが違うかもしれません。

八田主査 一遍下請に出して、またそこから親のところに下請が来るような話ですね。

岩井一隆氏 そうですね。

八田主査 先ほどの話に戻りますけれども、半年とおっしゃったのは、基本的には衛生と理容保健と基礎的なカットの3つと考えてよろしいのですか。あと法律も含めてですか。

岩井一隆氏 一番国がきちんと保障してあげなければいけないのは、衛生面だけだと思っております。やはりお客様にすれば、この店大丈夫かなというのが一番不安なところでしょうからね。

八田主査 そこだけは外にお墨付きを付けてもらいたい。うまくできるかどうかの技術面は、基本的には店の責任。

岩井一隆氏 極論をすれば、最後はお客様が選ばれますので、衛生面をないがしろにするような 店というのは、自然淘汰されるとは思っています。

八田主査 できがうまいかどうかはすぐわかるから自己責任でいいですけれども、衛生面はわからないですよ。

岩井一隆氏 そこら辺は規制があってもいいのかなと思います。

白石委員 衛生面といったときに、カリキュラムで学ぶ衛生面とサービス側から見た衛生面は全 然違いますね。例えば顔にかけられるタオルが臭いとかね。

ここで学ぶ衛生面というのは、もっと違う薬品調合とか、対アレルギーとかということなわけで しょう。

岩井一隆氏 やはり、刃物を使いますので、場合によっては血液が付着することもあるんです。 その血液が付着した場合に、どういう消毒をすればいいのかというのは、しっかりと勉強しないと わからないことですから、そこら辺は規制すべきだとは思います。

白石委員 余分なことをやって 2 年も勉強させている。それだったら、最短で必要なことで 1 年ですね。

岩井一隆氏 そう思います。

八田主査 それから、この御提案から離れて、例えば美容師さんになってから、今度は理容師さんになりたいとか、要するに両方とも資格を持ちたいということに対して、私の知っている理容師

さんは、両方とも2年間勉強してなったので不満を言っていました。勉強はどっちみち余りやらなかったらいいけれども、とにかく時間がもったいないし、お金ももったいなかったといっていました。

そう言うんですが、この間、厚労省の人に聞いたら、今は重複しているところはもうやらなくて もよくしてあるんですということを言っていました。それもその重複しているというのは、えらく 少ないようなことを言っていましたけれどもね。

岩井一隆氏 我々のスタッフでも、美容師が理容師になりたい、理容師が美容師を取りたいということで、通信で行っているスタッフがいるのですけれども、全部やり直していますね。

八田主査 今でもそうなのですね。

白石委員 それは学校側としても、全部やってもらった方がパッケージは取れますね。

これを見ていて、保育士と幼稚園教諭も似たようなものだと思ったんです。同じ子どもを見るのに、やはり幼稚園教諭と保育士というのは全然別の教育体系ですね。現在、認定子ども園という同じような形態が出ているわけですけれども、やはり0~2歳という低年齢児は保育士でなければいけないという変な規制がある。

ただ、今、幼稚園教諭と保育士と両方持っている人は相当増えてきているのです。6割ぐらいが 両方持っているのですよ。そうすると、雇い入れる側も、子どもの年齢に応じて人員配置がしやす いではないですか。

ですから、多分こういう規制改革が広がっていくためには、御社だけではなく、やはり業界全体の需要がどの部分にあるかということと併せてPRして打ち出していく方が、一番共感を得られやすいのではないかと思います。

岩井一隆氏 そういう意味では、私どもは株式上場も考えておりますので、本当に順法でいこうということでやっておりますが、残念ながら業界としては、法律が本当に守られているのかというところは、甚だ疑問を持っています。

ただ、私どもでは、例えばA店からB店に、この店舗の近くの人が働きたいと来ても、ここの登録は美容室だから、この店舗で働けないんです。こちらの店舗に行ってください。ではやめますという方もいます。また、シフトの関係で(店舗の)登録を変えなければいけない。そうすると、あなたの資格だとこの店で働けなくなるから、こちらの店舗に行ってくれ。ではやめますということも、残念ながら起きているんです。非常に就業の機会を損失しているなという部分はあります。

八田主査 例えば床屋の近くに美容師さんがいる。だけれども、理容師さんはなかなかヘルパーが見つからないので、本当は美容師さんを雇いたいけれども今はできない。

そのときに、こういう共通の資格をつくっておいたら、今の美容師さんも理容師さんも全員共通

の資格を自動的にもらうということにすると、美容師さんを雇って、かみそりだけは使わせないけれども、ヘアカット部分はやってもらうことはできるということですね。そうすると、既存の理容師さんなどにも、それなりのメリットがあるだろうと思います。

要するに、こういう資格をつくることによって、できる範囲が限られるけれども、既存のすべての人がもう一方の方に行くことができることが自動的にできるわけですね。それはそれなりに受け入れてもらいやすいかもしれないですね。

あと、ほかに事務局の方から質問ありますか。

事務局 では、私から質問させていただきます。

先日、初めてQBハウスの店舗にお邪魔してカットしていただいたんですけれども、働いておられる方々がいろんな方いらっしゃって、どうも主婦に見えるような方もいらっしゃったりとか、若い方もいらっしゃったりとか。

先ほど、収入が業界一般と御社でかなり違うということなんですけれども、実際にQBハウスで働いておられる方々の経歴的なもの。よそを辞めて来られている方なのか、もともと資格を持っていたけれど、ずっと眠らせていた方が来られているのか、その辺りどういう方々が働いておられるんでしょうか。

岩井一隆氏 よそから来られる方が大半ですね。

例えばせっかく資格を取ったけれども、10年間ひたすらシャンプーだけやらされて、なかなかカットができない。そういう人たちというのは、もともとはカリスマ美容師のような夢を見て入ったんでしょうけれども、現状はなかなかお客様に接することができないということで、あきらめられてうちに来られる方もいますし、手荒れがひどいから、そういう薬剤に触れたくないという方もいらっしゃいます。

あと、もともと美容師でやっていたけれども、お子さんを産むために1回辞めて、お子さんがある程度独り立ちできるまでどうしようというときに、収入面でうちを選ばれる方もいらっしゃいます。

事務局 通常、お子様を産んで辞められた方が、業界一般の理容室とか美容室に再就職というのは難しいものなのですか。

岩井一隆氏 最近そういうことにトライされている会社というのは増えてきております。例えば上場しているTAYAさんも、ママさん何とかという制度をつくったりとか、そういうふうに取組みをされているところが増えていますね。

ただ、収入面でうちを選ばれているだけではと思います。

八田主査 ちなみに、神田美土代は、ほかのおたくのQBハウスの店と比べて、現在売上げはど

うなのですか。

岩井一隆氏 現在はかなり落ちてきています。

八田主査 立地の観点から言ったら、もっといい立地点があるのではないでしょうか。

岩井一隆氏 今は駅とショッピングセンターが、ロケーションとしては我々に一番合っていると 思います。

八田主査 ということだったんですね。ですから、これは最初にお客が減ったのも、そのことも あったのかもしれないですかね。

岩井一隆氏 当初はそこしかなかったですね。

八田主査 QBというのは、どうして付けられた名前なんですか。

岩井一隆氏 これは創業者に聞いたところ、4つ意味があるらしいです。

1つは、クイック・バーバーです。

もう一つは、クイック・ビューティー。

真ん中は、クオリティー・ビジネスということで、品質の高いビジネスをしたい。

最後は、アメリカンフットボールのクオーターバック。業界の司令塔になるんだという思いがあったということです。

八田主査 すばらしいですね。

あと、ほかに白石さんから質問ありますか。

白石委員 私からはございません。

八田主査 それでは、本当に有益なお話を伺いまして、どうもありがとうございました。

以 上